

山鹿市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、令和7年4月1日から、有明広域行政事務組合及び山鹿市において、別紙の規約により有明広域行政事務組合・山鹿市消防指令事務協議会を設置することとしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月27日

山鹿市長 早 田 順 一



別紙

有明広域行政事務組合・山鹿市消防指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、有明広域行政事務組合・山鹿市消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける団体)

第3条 協議会は、有明広域行政事務組合及び山鹿市（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、関係団体の区域における災害通報の受信、出場指令、通信統制及び情報の収集伝達に関する事務を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、荒尾市宮内字松ヶ浦1027番地9有明広域行政事務組合消防本部災害情報指令センター内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員6人をもってこれを組織する。

2 会長には有明広域行政事務組合消防長を、副会長には山鹿市消防長を充てる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 委員は、関係団体の消防職員のうちから、関係団体の消防長が協議により定めた職にある者を充てる。

5 会長、副会長及び委員は、非常勤とする。

(職員)

第7条 第4条の規定により協議会の担任する事務（以下「担任事務」という。）に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び関係団体間の配分については、関係団体の消防長が協議して定める。

2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員をそれぞれの消防職員から選任する。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき又は職員に職務上の義務違反その他職員として適さない非行があると認めるときは、その職員が属する関係団体の消防長に解任を求めることができる。

4 職員は、関係団体の職員の身分を併任するものとする。

(事務処理のための組織)

第8条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担任事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第9条 会議は、担当事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ副会長等に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、会長及び副会長等の総数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営について必要な事項は、会議で定める。

(関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行の方法)

第12条 協議会は、担当事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行するときは、当該事務に関する有明広域行政事務組合の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を関係団体の事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、その定めるところにより行うものとする。

2 有明広域行政事務組合は、担当事務に関する条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ山鹿市と協議するものとする。

3 有明広域行政事務組合代表理事は、当該事務に関する条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかにその旨を山鹿市長に通知するものとする。

(経費の支弁の方法)

第13条 担当事務に要する経費は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の長が協議により定める負担割合及び算出方法によるものとする。（以下「負担金」という。）

3 山鹿市は、前項の規定による負担金を有明広域行政事務組合に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第14条 担当事務のために用いる財産は、関係団体が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産を管理するときは、当該管理に関する条例等を関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第12条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第15条 この規約に定めがあるもののほか、協議会の財務に関する手続は、地方自治法の定めるところによる。

(事務処理の状況の報告等)

第16条 関係団体の長は、必要があると認めるときは、担当事務について会長に報告させ、又はその事務について調査視察することができる。

(協議会解散の場合の処置)

第17条 協議会が解散した場合における担任事務の承継及び協議会の事務執行のために整備した財産の処分については、関係団体が協議して定める。

(協議会の規程)

第18条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。